

食安監発0517第3号
平成25年5月17日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課長
(公 印 省 略)

オランダから輸入される牛肉等の取扱いについて

標記については、輸入条件である扁桃の除去が不十分である製品が確認されたため、平成25年4月26日付けで下記出荷施設からの輸入手続きを保留しているところです。

今般、本事案に関して、オランダ政府から提出された原因究明及び改善措置に係る調査報告書を踏まえ、下記出荷施設から出荷された牛肉等の輸入手続きを再開することとしましたので、検疫所における現場検査の結果等に問題がない場合には、輸入届出済証を交付するようにお願いします。

また、下記出荷施設において処理される牛肉等のうち、平成25年5月16日以前に衛生証明書が発行されたものについては、全箱について、輸入者による当該貨物の内容確認及び当該貨物の衛生証明書との同一性の確認を行い、その結果を報告するよう指導願います。

なお、平成25年5月17日以降に衛生証明書が発行されたものについては、従来とおり、平成25年2月1日付け食安監発0201第6号に基づいて取り扱うこととします。

記

出荷施設：VITELCO B.V. (施設番号 NL49EG)